

京都式少人数教育の推進について

【関係省庁】文部科学省 総務省

京都府では、全国に先駆けて、小学校（3～6 学年）で 30 人程度の学級編制が可能な教員配置を行い、**市町（組合）教育委員会が学校や児童生徒の状況に応じて少人数教育の方法を選択できる「京都式少人数教育」を実施し、**今年 4 月で小学校における教員配置が完成したところです。

今後は、中学校においても 30 人程度の学級編制が可能となる教員配置の拡充を図ることとしております。

つきましては、京都式少人数教育を更に推進し、学校における様々な教育課題に的確に対応できるよう、教職員を配置いただきますようお願いいたします。

＜文部科学省の概算要求＞

■ 少人数学級の推進など教職員定数の改善 1 兆 6,026 億円

質の高い教育を実現するため、40 人学級を見直し、35・30 人学級の実現など新たな教職員定数改善計画を策定

＜京都府からの要望＞

■ 地方の実情に応じた教職員の配置

小学校 1、2 学年での 35 人学級の実施に伴い、**3～6 学年で実施の京都式少人数教育が後退しないよう、指導方法工夫改善をはじめとする加配教職員**を含め、必要な教職員数を配置してください。

＜1・2 学年を 35 人学級で定数配分された場合（仮試算）＞

【今年度配分の実績（小学校）】

教 職 員	人 数
40 人学級基準定数	6,707
1・2 学年	2,317
3～6 学年	① 4,390
指導方法工夫改善加配	② 405
京都府単費措置	③ 80

京都式少人数教育に必要な教職員数
①+②+③

④ 4,875

【小 1・2 学年 35 人基準の試算】

人 数	教 職 員
6,855	来年度の基準定数
2,465	小 1・2 学年 (35 人学級)
⑤ 4,390	小 3～6 学年
(405)	指導方法工夫改善加配
⑥ 80	京都府単費措置

⑦ 4,470

⑤+⑥

現在の京都式少人数教育の水準を確保するためには、**指導方法工夫改善加配（②=405 名）を含めた教職員数の確保が必要**

※現在、1・2 年は 40 人学級を基準に教員配置し、複数で指導できる非常勤講師を配置

京都府の現状・課題等

京都式少人数教育

● 30 人程度学級が可能な定数配置



30 人程度学級とは？	従来は
<p>国の加配を活用するとともに、平成 20 年度から、京都府の独自措置として教員配置の拡充を行い、小学校(3～6 学年)において 30 人程度 (30～35 人) の学級編制が可能となる教員を配置 <平成 22 年度 完成></p>	<p>公立小中学校における 1 学級の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、「標準法」という。) で 40 人と定められている。</p>

編制 \ 学級数	1 学級	2 学級	3 学級	4 学級	5 学級	6 学級
40 人学級	1～40	41～80	81～120	121～160	161～200	201～240
30 人程度学級	1～35	36～68	69～96	97～124	125～150	151～180
1 学級当たりの児童数	1～35	18～34	23～32	24～31	25～30	25～30

● 市町村が手法を**選択**



選択できるとは？	従来は
<p>各市町村教育委員会は、府教委から配当された定数を活用し、学校の実態や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、チームティーチング、少人数学級の 3 手法から選択して少人数教育を展開できる。</p>	<p>指導方法工夫改善の加配として、各市町村教育委員会の意向を踏まえ、少人数授業、チームティーチングの手法を指定し配当していた。</p>

京都独自の定数配当

● 市町村に**一括配当**



一括して配当とは？	従来は
<p>平成 20 年度から教員定数の配当を学校ごとから市町村ごとに変更し、市町村に一括して総定数を配当 (ただし、生徒支援加配等一部除く)</p>	<p>年度当初に、教職員定数を各学校ごとに配当して学校運営を行っていた。</p>

● 市町村が**自由裁量**で活用



自由に活用とは？	従来は
<p>市町村は、一括して配当された教員を市町(組合)教育委員会の自由裁量により所管する学校に配置することができる。</p>	<p>各学校ごとに教員定数が決まっており、市町村に教員配置の裁量は一切なかった。</p>

導入の成果

市町教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な教員配置を可能とし、学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。